

「埼玉縄文カード」（第2弾）配布事業 実施要項

1 事業名称 「埼玉縄文カード」（第2弾）配布事業

2 開催趣旨

埼玉県立歴史と民俗の博物館（以下、歴史と民俗の博物館）では、令和5年度特別展「縄文コードをひもとく」の関連事業として、県内で縄文土器を所蔵する施設と連携して県内の縄文土器を紹介する「埼玉縄文カード」の配布事業を行った。この事業は当館だけでなく参加施設全体で非常に好評となり、来場者増などの成果を得、また県内の広域的な連携事業として大きな実績となった。参加施設からは「新たな来場者の獲得につながった」「今後も参加したい」という声があったほか、参加しなかった施設からも参加希望の声があがった。

そこで、縄文時代の土製品を中心に取り上げる歴史と民俗の博物館で開催予定の令和8年度企画展「土をこねこね1万年～土製品の考古学～」（以下、企画展）においても、関連事業として県内の出土品に親しんでもらうための「埼玉縄文カード」（第2弾）を作成し、歴史と民俗の博物館および県内の展示施設等で来館者に配布する。

歴史と民俗の博物館では、県内の展示施設やカード掲載の資料の概要について紹介するパネルを展示し、県内の展示施設への観覧者の誘導をはかる。

3 配布期間 企画展「土をこねこね1万年～土製品の考古学～」の会期

令和8年7月11日（土）～令和8年8月30日（日）

ただし、休館日は配布を行わない。

休館日 歴史と民俗の博物館：月曜日（7月20日、8月3日は開館）

県内展示施設：各施設の休館日に従う。

なお、上記期間後の配布については各展示施設の判断で配布可能とする。

4 実施内容

①カードの対象

・埼玉県内出土の縄文時代の土製品を掲載対象にする。土偶、動物形土製品など土製であれば可。

・歴史と民俗の博物館では、企画展の展示資料のうち埼玉県教育委員会所蔵資料の中から3点の資料を選んでカードを作成する。各4,000枚を予定。

・他の参加機関では、所蔵している縄文時代の土製品の中から、以下いずれかに該当する資料1点を選んでカードを作成する。

（A）歴史と民俗の博物館の企画展への出品資料

（B）歴史と民俗の博物館の企画展への出品資料ではない資料

各カード1000枚をベースとするが、作成枚数については各参加機関と相談する。

・（A）歴史と民俗の博物館の展覧会への出品資料をカードにする場合、配布期間中に

カードにした資料の紹介と企画展で展示中であることを記載したパネル等を展示施設において掲示すること。

- ・(B) 歴史と民俗の博物館の展覧会への出品資料ではない資料をカードにする場合、配布期間中にカード掲載の資料を展示できるものを対象とする。展示の方法、場所は任意とするが、展示期間は配布期間とできるだけ重複するものとする。

②参加機関

- ・①に即した資料を展示可能な施設を有する機関を対象とする。
展実施設は、資料の管理ができ、一般の方がアクセス可能な公共施設等であれば、博物館施設である必要はない。

③カードデザイン

- ・デザインは令和5年度に作成・配布した「埼玉縄文カード」第1弾（縄文土器編）の通常カード（No.1～13）に準ずるものにし、No.15以降の通し番号をふる。ただし、掲載する資料の性質に合わせて、全体の統一感を損なわない程度の若干の変更を行う（【別紙1】「デザイン概要」、【文書3】「『埼玉縄文カード』（第2弾）作成の手引き」参照）。
- ・カードの内容は表面に資料の写真、裏面に該当資料の紹介文、大きさや出土遺跡・遺構、所蔵などの基本的な情報、出土遺跡の位置図、注目して欲しい細部写真など（紹介の内容は小学校高学年以上を想定）を掲載する。
- ・令和5年度の「埼玉縄文カード」第1弾で作成・配布したような特典カードは作成せず、通常カードのみの作成とする。
- ・本事業に関連する各市町所蔵資料の画像等の特別利用の申請等については、各参加機関で行うものとする。

④発注方法

- ・カードのデザイン、原稿の作成、紹介パネル、配布促進のチラシ等の作成は歴史と民俗の博物館が一括して行う。
印刷業者の決定方法は埼玉県の規定に従って行う。
- ・本事業への参加が決定した各機関には、支払いまでを引き受けることを記した発注依頼文書【様式4】の提出を求める。

⑤支払方法

- ・カードの製作費用は、カードを配布する各機関がそれぞれの分を負担する。
（【別紙3】「参加機関数ごとの各機関負担額の見積もり」参照）
歴史と民俗の博物館は印刷業者との間に、分納と支払いについて記した請書を交わす。
- ・印刷業者から各機関に宛てて請求書が発行される。
- ・各機関は納品物を確認したら、検査調書を作成し、歴史と民俗の博物館特別展示・広

報担当に提出する。

⑥参加機関の募集

- ・県内に一斉に周知を図る。
主として各市町村の埋蔵文化財を扱うセクションを対象とする。
各市町村における展示施設との調整はそれぞれで行なう。
- ・事業について説明する特設ページを歴史と民俗の博物館ホームページ内に作成する。
【文書1】令和8年度「埼玉縄文カード」配布事業の実施について（照会）
【文書2】令和8年度「埼玉縄文カード」配布事業について

⑦応募方法

- ・参加を希望する機関は、上記①～⑤の趣旨及び対応可能かどうかを確認したうえで、
様式1～2を歴史と民俗の博物館特別展示・広報担当宛てに提出する。
【様式1】令和8年度「埼玉縄文カード」配布事業の参加希望について（回答）
【様式2】令和8年度「埼玉縄文カード」第2弾配布事業参加希望調書

⑧参加機関の決定

- ・歴史と民俗の博物館は、参加希望が揃った段階で全体の見積りを徴取し、各機関の負担する金額を共有する。各機関はそれを受け、最終的な参加の意思を回答する。
- ・配布期間中に一般の方が回れる常識的な機関数を考慮し、応募数は多い場合には、参加機関数を調整する可能性がある。
【文書4】令和8年度「埼玉縄文カード」配布事業 見積書の確認について（依頼）
【様式3】令和8年度「埼玉縄文カード」配布事業の参加について（回答）
【様式4】令和8年度「埼玉縄文カード」の発注について（依頼）

⑨カードの作成

- ・カードの作成事務は歴史と民俗の博物館が一括して行う。
カードの入稿は完成原稿で行う。
- ・校正は入稿前に1回、入稿後の業者提出物による文字・色校正1回。歴史と民俗の博物館から参加機関へ照会する。

⑩納品

- ・完成後、各機関宛てにそれぞれの分を郵送する。
なお、全種揃いの見本セットを各機関に提供する。

⑪配布

歴史と民俗の博物館

- ・企画展観覧者を対象に一人1種1枚ずつの受領にご協力いただく趣旨の注意書きを添えて、自由に手に取っていただく方式で配布する。
- ・企画展会期中、特別展示室ロビーまたは季節展示室にカード全種類とチラシを設置

し、また配布場所マップを掲示するなどして事業の周知を図る。

- ・郵送等による配布はしない。

【参加機関】

- ・1種類のカードを歴史と民俗の博物館の展覧会会期中（令和8年7月11日（土）～令和8年8月30日（日））に配布。
- ・展覧会会期中に予定配布枚数に達したら、配布終了。
- ・配布要件は各施設に一任する。ただし郵送等による配布は原則不可。
- ・配布期間終了後のカード残部の配布については、各市町に一任する。
- ・増刷については別途相談する。

⑫広報

【歴史と民俗の博物館】

- ・展覧会のチラシと別にカードの配布場所等を示したチラシを作成する。
(別添1「チラシ案」)
- ・展覧会の関連事業として、各種広報活動の中で配布事業について周知。

【参加機関】

- ・歴史と民俗の博物館からチラシをデータにて提供する。
- ・広報活動については一任する。ただし記者クラブへの投げ入れなど個別に行う場合は、歴史と民俗の博物館での展覧会および関連事業の情報提供後となるよう、調整をお願いする。

5 今後のスケジュール案

- ・1月中旬 各市町村、県内施設への共催希望の照会
- ・2月上旬 申込〆切
- ・2月中旬 参加希望機関の決定 参考見積の徴取
- ・2月下旬 見積を参加希望期間へ送付 最終意思決定の確認
- ・2月下旬まで カードに掲載する資料の写真や紹介文、基本的な情報および、パネルにする施設の紹介文などを歴史と民俗の博物館へ提供
- ・3月中旬 入稿レイアウトの作成、参加機関による校正
- ・4月 業者への発注
- ・5月 文字校正、色校正
- ・6月 各参加機関への納品、請求。請求書により、印刷業者へ支払い

【連絡先】 埼玉県立歴史と民俗の博物館

特別展示・広報担当 別所鮎実・木村遼之

〒330-0803 さいたま市大宮区高鼻町4-219

TEL 048(645)8171 m4108906@pref.saitama.lg.jp

別紙1

埼玉縄文カード（第2弾） デザイン概要



掲載のために提供を求める情報

名称 (通称)	大きさ
正式名称/指定名称	所蔵機関
種別、モチーフ ※1	年代
クレジット (撮影者など)	メイン画像
見どころ、ポイント、概要	部分拡大図、別角度、付属資料など画像
出土遺跡	指定の有無

※1 カード全体の表記の統一感を保つため、デザイン段階で別途相談します。

カードサンプル

人面付き土版



埼玉県教育委員会提供 小川忠博氏撮影

埼玉縄文カード 999

人

草創期
早期
前期
中期
後期
晚期

◎ポイント!! 立派なお顔が付いたタブレット形の土製品。鼻の孔と口がしっかりと表現されているよ。前にも後ろにも渦巻文様が描かれているよ。



顔面（拡大）

メモ
出土遺跡：深谷市原ヶ谷戸遺跡
大きさ：長さ●●cm
高さ●●cm
幅 ●●cm

QRコード
埼玉縄文カード特設サイト

所蔵機関
埼玉県教育委員会
土版は縄の表現がないものもあるよ。土偶との関係が気になるね。



★ 遺跡の場所

キノコ形土製品



埼玉県教育委員会提供

埼玉縄文カード 999

貢

草創期
早期
前期
中期
後期
晚期

◎ポイント!! キノコの傘の部分に裂け目があるよ。キノコをよく観察してつくったのかな。東北地方ではよく見かけるけれど、埼玉県ではとってもめずらし土製品だよ。



キノコ形土製品（上・横）

メモ
出土遺跡：久喜市小林八束1遺跡
大きさ：高さ2.5cm
幅 4.5cm

QRコード
埼玉縄文カード特設サイト

所蔵機関
埼玉県教育委員会
縄文時代の人もキノコを食べていたのかな。



★ 遺跡の場所